

**久米南町下水道施設包括的保守点検等業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

久米南町の下水道事業を持続可能なものとして継続していくため、官民連携のもと複数の業務を効率化し合理的な維持管理業務を行うにあたり事業者から提案を募集し、価格のみでなく当該業務を遂行する技術力や専門性、遂行能力等も踏まえて候補者を選定する。

2 業務概要

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 業務名 | 久米南町下水道施設包括的保守点検等業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 契約履行期間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日(長期継続契約) |
| (4) 契約限度額 | 月額2,400,000円(消費税及び地方消費税を含まない。) |
| (5) 契約方法 | 久米南町財務規則(昭和41年久米南町規則第4号)による |

3 参加資格要件

次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定(一般競争入札参加者欠格事由)のいずれにも該当しないこと。
- (2)久米南町物品調達及び業務委託業者指名競争入札参加資格要綱(平成12年久米南町要綱第14号)による登録を受けている者であること。ただし、登録されていないものであっても、参加表明書の提出の日前までにおいて、これと同等の資格を有していると認められる場合は、この限りでない。
- (3)公募の日から提出日までのいずれの日においても、本町の指名停止を受けていない者であること。
- (4)「法人税」及び「消費税及び地方消費税」、「事業税」のいずれにも未納がないこと。
- (5)岡山県内に事業所がある法人であること。
- (6)別紙、仕様書に基づき業務を遂行できること。

4 各種様式等の交付方法

各種様式等は、久米南町ホームページからダウンロードし作成すること。

5 スケジュール

内容	期日等
質問書提出期限	令和 8 年 1 月 16 日(金) 正午まで
質問回答	令和 8 年 1 月 20 日(火) 午後 5 時まで
参加表明書提出期限	令和 8 年 1 月 23 日(金) 午後 5 時まで
第一次審査(書類審査)結果通知	審査後、速やかに行う
提案書、見積書提出期限	令和 8 年 2 月 6 日(金) 午後 5 時まで
第二次審査(ヒアリング)	令和 8 年 2 月 20 日(金) 午後
第二次審査結果(選定結果)通知	審査後、速やかに行う
契約締結	令和 8 年 4 月 1 日(水) 予定

6 提出先及び問い合わせ先

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削 502 番地 1
久米南町役場 建設水道課
TEL:086-728-2117 FAX:086-728-4414
E-mail:kensetsusuido@town.kumenan.lg.jp

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、提出書類の作成に関するものとし、審査に係る質問は一切受け付けない。

(1) 提出方法

質問書(様式第1号)により、建設水道課宛への電子メールによる質問のみ受け付ける。なお、質問書提出後の受信確認の電話をすること。また、件名を「久米南町下水道施設包括的保守点検等業務について」とすること。

(2) 質問書の提出期限

令和 8 年 1 月 16 日(金) 正午まで

(3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和 8 年 1 月 20 日(火)午後 5 時までに質問者、それまでに参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メールにて回答する。

8 参加申込の方法

(1) 提出書類

➢定められた様式に記載して提出すること。

ア 参加表明書(様式第 2 号)

イ 会社概要(様式第 3 号)

ウ 法的資格者名簿(様式第4号)

- (2) 提出期限 令和8年1月23日(金)午後5時まで
(3) 提出方法 電子メール(提出期限必着)のみ※提出後の受信確認の電話をすること。

9 第一次審査(書類審査)

参加表明書等の書類審査を行い、審査結果を電子メールで速やかに通知する。なお、参加資格要件等を熟読の上で参加表明書を提出しているものとし、第一次審査結果を待たずとも、第二次審査に向けて提案書等の準備をすること。

10 提案書の提出等

第一次審査を通過した者は、次により提案書等を提出すること。なお、(イ)提案書(冊子)及び(エ)類似事業の業務実績書には自社の名称及び提案者が特定できる記述等を一切記載しないこととする。

(1) 提出書類

ア 提案書(様式第5号)

- イ 提案書(冊子) 仕様書を熟読の上、次の項目を基本事項として作成すること。
(ア) 汚水ポンプ場及び浄化センターの遠方監視(通年24時間体制)
(イ) マンホールポンプ場の保守点検
(ウ) 浄化センターにおける対象機器等の保守点検(日常点検を除く。)
(エ) 汚水ポンプ及び浄化センター対象機器等の異常時における対応
(オ) 業務履行に必要となる遠方監視装置(中央監視設備の不要なインターネットを利用したシステムとし、音声のみは不可とする。)の設置・維持

ウ 見積書(任意様式) 仕様書を熟読の上、次の項目を基本事項として作成すること。

- (ア) 見積額の単位は、月額(税抜)とすること。
(イ) 事業実施に必要な経費は、それぞれの費用ごとの内訳がわかるように記載すること。

エ 類似事業の業務実績書など(任意様式)

(2) その他留意事項

- (ア) 用紙サイズはA4またはA3用紙の縦型左綴じとする。
(イ) 提案書(冊子)には表紙と目次を付け、ページ数を入れること。
(ウ) 仕様書以上の業務項目や内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。
(エ) 類似事業の業務実績書は、提案書(冊子)に含めず添付資料として、A4で4ページ以内にまとめること。

(4) 提出期限 令和8年2月6日(金)午後5時まで

(5) 提出方法 電子メール(提出期限必着)のみ※提出後の受信確認の電話をすること。

(6) 提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された提案書等を無効とする。

- (ア)提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合
- (イ)審査の公平性を害する行為があつた場合
- (ウ)選定委員又は関係者に本提案に対する助言を求めた場合
- (エ)契約限度額を超えた場合

11 第二次審査(ヒアリング)

第二次審査は、非公開により次のとおり実施する。

- (1)日 時 令和 8 年 2 月 20 日(金) 午後 2 時 30 分から(集合時間は該当者へ通知)
- (2)場 所 久米南町コミュニティセンター 2 階 会議室 C-1
- (3)所要時間 準備 5 分以内
所要時間 提案プレゼンテーション 25 分以内
所要時間 ヒアリング 10 分以内
所要時間 後片付け 3 分以内
- (4)出 席 者 管理技術者又は担当技術者ほか説明員 3 名以内
- (5)内 容 提案書に記載された内容に限る。
※持参したパソコンやプロジェクター等電子機器を用いた説明を可とする。
- (6)「久米南町下水道施設包括的保守点検等業務 公募型プロポーザル審査要領」に基づき、選定委員が提案書及びプレゼンテーション等を総合的に評価及び採点し、最も適していると認められる優先交渉者を選定する。
- (7) 参加者が1者の場合にもヒアリングを行い、選定委員会が優先交渉者としての可否を採決して決定する。
- (8)選考結果については、電子メールにて通知する。
- (9)提案書等を提出した者で、優先交渉者として選定しなかった者に対しては理由を付してその旨通知するが、当該通知のあった日の翌日から起算して 7 日以内に、書面により町長に対してその説明を求めることができる。
- (10)全提案者の審査結果の評価点数を久米南町ホームページで公表する。ただし、選定されなかった者の事業者名は公表しない。

12 契約の締結

久米南町は、選定委員の審査評価点合計の最高得点者又は「可」として採決された者を契約の優先交渉者とし、契約交渉を行うものとする。この場合において、得点が最も高い者が2者以上あるときは、事業費の低い者を優先交渉者とする。契約は、提案書に基づき内容を協議した上で、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約において締結する。契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は契約限度額を超えないものとする。協議が不調の場合は、審査により順位付けられた上位の者から順に、契約締結

の交渉を行う。

13 第二次審査の項目及び審査基準等

第二次審査の項目及び審査基準等は、以下のとおりとする。

	評価項目	審査内容	評価点数				
提案書の構成	構成力	本業務の内容を熟知し、本町の施設を十分に理解した項目が備わっているか。町と提案者の役割分担が明確で、町の負担が軽減できる構成となっているか。	1	2	3	4	5
	即戦力	経歴や実績、資格が業務内容に見合う適切な人員配置となっているか。	1	2	3	4	5
	独自性	既存設備の有効利用を考慮し、柔軟な対応ができる体制を整えており、優れた独自性のある内容を有しているか。	1	2	3	4	5
提案能力	提案力	カーボンニュートラルや資源の有効利用のほか、DXの推進に繋がる先進的かつ独自性のある魅力的な提案がされているか。	1	2	3	4	5
	技術力	的確かつ確実な業務履行に必要な資格者・技術者を備えているか。	1	2	3	4	5
	表現力	分かりやすく説得力のあるプレゼンテーションであるか。	1	2	3	4	5
遂行能力	業務理解	本町の特性をふまえ、業務目的を理解しているか。有事の際など緊急時のサポート、日常的な業務提案などのサポート体制は万全か。	1	2	3	4	5
	スケジュール管理	計画スケジュールが具体的で、無理のないもの、実現可能なものであるか。	1	2	3	4	5
過去の業務実績	即戦力	他市町村で行った類似事業の業務が本町でも応用できる内容であるか。	1	2	3	4	5
事業費		契約限度額以下であることは勿論のこと、費用が提案内容に妥当なものとなっているか。必要な設備や経費を計上していないことで事業費が安価になっているか。	1	2	3	4	5

14 その他留意事項

(1) 提案書の作成等、本プロポーザル参加に要した費用はすべて参加者負担とする。

- (2)いかなる場合でも、提案書等の提出書類及び質問書の返却は行わない。
- (3)本提案に対する、個別のヒアリング及び説明対応は受付けないものとする。
- (4)提出期限以降の書類の差換え及び再提出は認めないものとする。
- (5)提出書類及び提案書等の内容に虚偽の記入があった場合は、本プロポーザルに参加できないものとする。また、選定後に見つかった場合は契約しないものとし、契約締結後に見つかった場合には契約を解除する。
- (7)必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。
- (8)共同企業体による本プロポーザルへの参加は受付けない。
- (9)参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届(様式第6号)を提出しなければならない。
- (10)提出された提案書等は、本業務に係る事務手続きの目的で使用するものとし、参加者の承諾なく無断で使用することはない。